第一条第一項	国民健康保険法
	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）
	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第七条第二項の規定により読み替えられた国民健康保険法
	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五条第一項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（同号において「老人保健拠出金」という。）
第一条第二項	及び後期高齢者支援金等
	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
第五条第一項	法第七十三条第一項の規定により読み替えられた
	及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した
	改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた法第七十三条第一項の
	、後期高齢者支援金及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要した
第五条第三項	法第七十三条第一項第一号ロ
	及び後期高齢者支援金
	改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた法第七十三条第一項第一号ロ
	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する
第五条第七項	及び後期高齢者支援金
	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金

附則第二十四条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条の表第二条第一項の項下欄中「附則第八条」を「附則第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、市町村について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条、第四条及び第四条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法第七十条第一項
	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）
	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十条第一項
	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）

第四条第二項及び第四条の二第一項	及び後期高齢者支援金
	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金

附則第二十五条に次の三項を加える。

5　平成二十四年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

6　平成二十五年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第四条の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規定並びに同令附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法附則第九条第一項
	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）
	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項及び附則第三条において「改正令」という。）附則第九条第六項の規定により読み替えられた、法附則第九条第一項
	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）
第四条第二項及び第四条の二第一項	及び後期高齢者支援金
	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金
附則第三条第一項	法附則第七条第一項の
	及び後期高齢者支援金の額
	後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
	後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）
附則第三条第二項	法附則第七条第一項
	及び後期高齢者支援金の納付
	後期高齢者支援金の額
	後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金相当額
	法附則第七条第一項に
	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
	後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
	法附則第七条第一項第二号
	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号
	後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
	法附則第七条第一項
	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項